

相模原市地域学校協働活動推進員 活動ハンドブック

～学校を中心とした地域づくり～

相模原市教育委員会 生涯学習課



相談窓口・
書類提出先

■生涯学習課

☎042-769-8287

■学校の担当教職員

☑相模原市中央区中央 2-11-15 第2別館 4階

推進員になられた方へ

このたびは、相模原市の地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）をお引き受けいただき、ありがとうございます。

本市における推進員の配置については、令和4年度から令和6年度までの一部の学校でのモデル実施を得て、令和7年度から本格導入（すべての相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校へ段階的に導入）へと移行し、市内全校への配置に向けて取り組んでおります。

推進員は学校の思いに耳を傾け、地域の力を少しずつ結びつけていく“調整役”です。一つひとつの活動の積み重ねが、子どもたちの未来と、地域のつながりを育てていきます。

わからないことが出てきたら、一人で悩まず、お気軽に生涯学習課へご相談ください。無理なく、継続できるかたちで取り組んでいきましょう。

目次

| | |
|------------------|---------|
| 1 地域学校協働活動とは | ・・・P2 |
| 2 地域学校協働活動推進員とは | ・・・P2～ |
| 3 コーディネートの流れ | ・・・P4～ |
| 4 事例紹介 | ・・・P5～ |
| 5 Q&A こんなときどうする？ | ・・・P6 |
| 6 活動報告について | ・・・P7～ |
| 7 用語集 | ・・・P10～ |

1 地域学校協働活動とは

● 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動は、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

次の時代を担う子どもたちに対してどのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。

連携

すでにある活動を変えずに協力関係を持ち、学校・地域社会それぞれの特性を生かして広げていくこと

協働

共通の目標に向かって相互に意見を交わしつつ、肩書に関係なく一人ひとりが「当事者」となって「対話・議論」を繰り返して新しい人間関係や教育活動を通じてお互いが変わっていくこと

大阪大学 清水宏吉氏による

2 地域学校協働活動推進員とは

● 地域学校協働活動推進員の役割

推進員は、社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校(相模原市立学校の設置に関する条例(昭和39年相模原市条例第30号)本則の規定により設置された学校をいう。以下同じ。)との間の情報の共有を図るとともに、地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

※相模原市地域学校協働活動推進員設置要綱より抜粋

「学校と地域をつなぎ、地域の人を力を学校活動や子どもの学び・成長を支える**調整役**」

● 推進員の主な役割は 3 つ

- ① 学校・地域の声を聞く
- ② 学校と地域をつなげる
- ③ 活動を支える

※詳細は、P4 を参照

● 活動の留意

委嘱の際にお渡しした選任通知に記載の遵守事項を心掛けたうえで、下記留意事項をお守りください。

心がけましょう

- ・子どもには、明るい挨拶をしましょう
- ・子どもの良いところを見つけてほめてあげましょう
- ・子どもには、わかりやすく、丁寧な言葉遣いで接しましょう
- ・子どもの様子をよく見て、公正な態度で接しましょう
- ・必要な時には厳しく、毅然とした態度で接しましょう

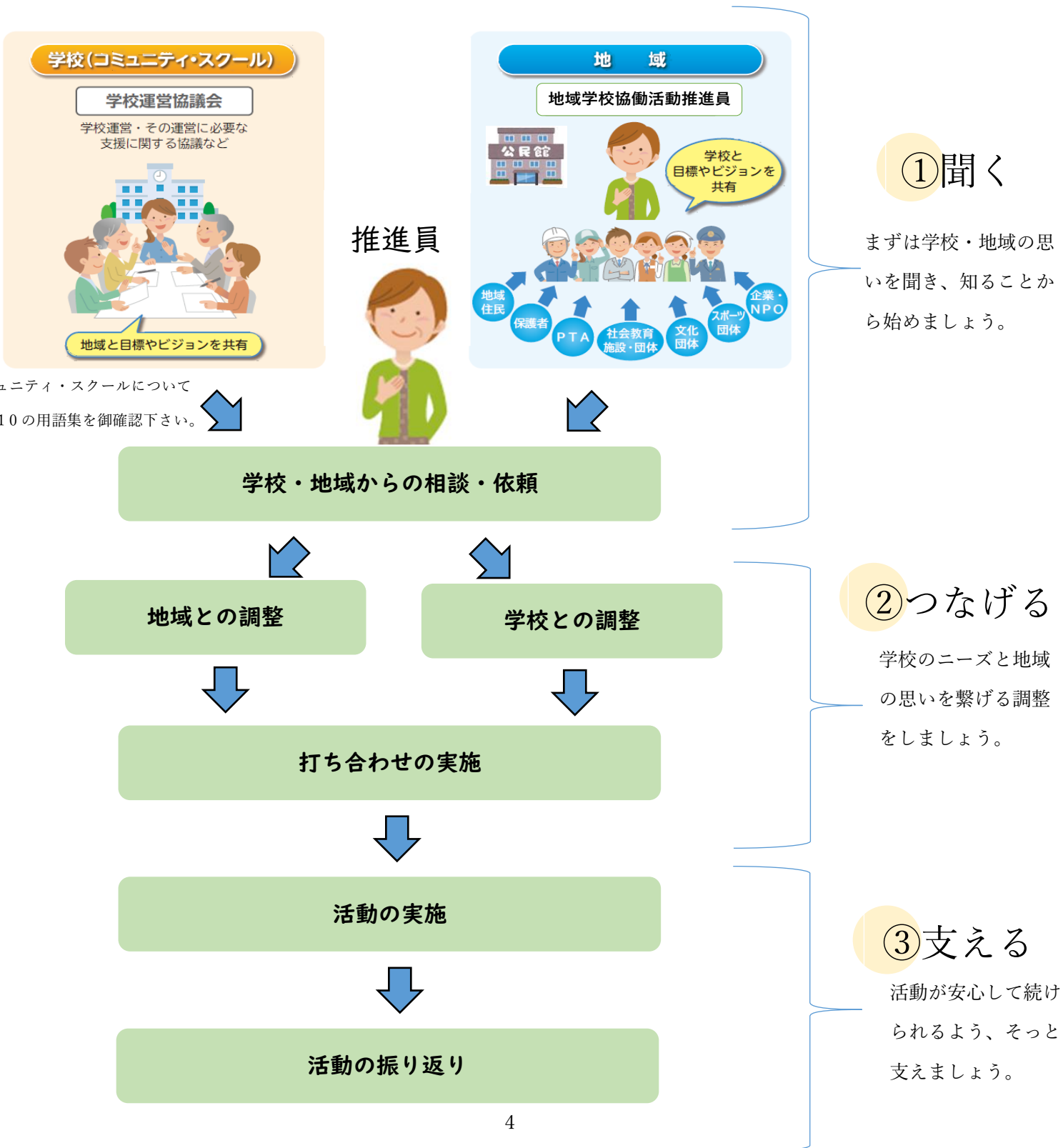
守ってください

- ・関係法令を遵守し、地域住民、実施団体、学校、各種団体等との連携のもと、地域学校協働活動を推進しましょう
- ・推進員の信用を傷つける行為、地域住民、実施団体、学校等の不名誉となる行為はしないでください
- ・推進員の地位を私的使用目的のために利用しないでください
- ・子どもの人権に配慮し、尊重してください
- ・子どもの安全を第一に考えて活動してください
- ・学校の教育方針を理解し、尊重してください
- ・担当教職員の指導方針を尊重して、活動してください
- ・政治・宗教・営利目的での活動はできません。思想的にも中立の立場を守ってください
- ・活動中に知り得た秘密を外に漏らしてはいけません(推進員をやめた後も同様です)
- ・学校現場や活動にふさわしい服装で来校してください

3 コーディネートの流れ

活動にあたっては、決まったやり方があるわけではありません。学校の状況に応じて、学校とよく相談しながら地域の実情を踏まえて進めるようにしましょう。

地域学校協働活動の入り口は、大きく分けて2種類あります。



4 事例紹介

地域学校協働活動の活動事例をいくつか紹介します。
あくまで参考にし、活動をする上での参考にしてみてください。

学習の支援

- 授業等の補助
- 放課後学習支援
- 図書を読み聞かせ

環境の整備

- 花壇や樹木の整備
- 校庭の整備
- 図書の整理

生活の支援

- 登下校の見守り活動
- あいさつ運動
- 低学年の生活支援
- 通学路の雪かき

体験型学習の充実

- 職業体験
- 職業講話
- ゲストティーチャー

学校と地域とのつながりを 深める取組

- 防災訓練
- 郷土学習
- 地域の行事参加
- 地域団体や商店街等との連携 等

上記以外にも、様々な地域学校協働活動があります。

推進員は学校と地域が円滑に活動できるよう、両者をつなぎ、調整や支援を行います。

5 Q & A こんなときどうする？

Q 何から始めればよいかわからない。

A：学校・地域の思いを聞きます。どんな子どもに育ってほしいのか学校運営協議会（コミュニティ・スクール）などを通して聞いてみてください。

Q 地域学校協働活動推進員とボランティアの違いはなにか。

A：社会教育法に基づく「地域学校協働活動推進員」として法律に位置付けられたことにより、公的な立ち位置で活動しやすくなります。

また、有償のボランティアとなり、謝礼が支払われます。

Q 学校運営協議会と地域学校協働活動の関係性は。

A：学校運営協議会は学校運営における目標やビジョンを話し合う“熟議の場”であり、地域学校協働活動はその目標やビジョンを実現するための“活動”になります。

Q 学校との打合せを設定する際、どう声をかければよいか。

A：先生の空き時間をあらかじめ把握しておくことや、お互い負担にならない連絡手段をあらかじめ決めておくことと連携がとりやすいです。

Q 活動に参加する人が、同じ人ばかりになってしまう。

A：募集のハードルを下げ、「継続的な活動」から「単発・お試しの活動」の参加枠を増やすことで、多様な人が参加してくれるかもしれません。

Q 1時間未満の活動も報告書に記入するのか。

A：1時間未満の活動も推進員として活動したものに関しては、ご記入をお願いします。報告書の書き方の詳細については、P9をご確認下さい。

Q 推進員としての活動中にケガや事故が起きた場合はどう対応すればよいか。

A：速やかに、生涯学習課（042-769-8287）と学校に連絡をしてください。

また、万が一に備えて、活動時には参加するボランティアの名簿を整えておくことと安心です。

※推進員の活動中に事故に関しては、傷害・損害賠償保険に生涯学習課で加入しています。

6 活動報告について

活動を行った推進員に対して、謝礼をお支払いいたします。
 推進員は、活動を行った月ごとに、以下の手順で活動報告を行ってください。
 また、日々の活動について、記録を付けておきましょう。

● 活動報告及び謝礼支払いの流れ

推進員

- ① 活動
- ② 活動報告書への記入（P9を参照）
- ③ 活動した月の翌月5日までに学校へ提出
 ※提出方法は学校と調整してください
 ※活動がない場合も学校へ連絡をしてください

学校（地域連携担当）

- ④ 活動内容・日時を確認
- ⑤ 確認した報告書を10日までに生涯学習課へ提出（メール可）
 ※提出がなかった場合も、生涯学習課へ連絡してください

生涯学習課

- ⑥ 提出された活動報告内容の確認
- ⑦ 謝礼支払い処理



9月分の活動報告

推進員 : 10月5日までに学校に報告書を提出
 学校 : 報告書を確認し、10月10日までに生涯学習課に提出
 生涯学習課 : 報告書を確認し、謝礼支払処理を行う

※報告書の提出が遅れた場合、謝礼の支払いが遅くなる場合があります。

● 活動報告書の記入方法

活動報告書の「活動内容」欄は、以下の表を参考に記録を書いてください。

| 活動名 | 活動内容 (記入例) |
|---------|---|
| 打合せ | <input type="checkbox"/> 年間活動計画の検討 <input type="checkbox"/> 学校との活動内容に関する打合せ <input type="checkbox"/> 地域団体との連携に関する相談 <input type="checkbox"/> ボランティアへの事前説明 <input type="checkbox"/> 学校・地域との活動の振り返り |
| 会議・研修等※ | <input type="checkbox"/> 地域学校協働本部会議への参加 <input type="checkbox"/> 学校運営協議会への参加 ※学校運営協議会委員としての出席は、対象外 |
| 連絡・調整 | <input type="checkbox"/> ボランティア・協力者の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・授業支援ボランティアの受入調整 ・活動協力者への参加依頼 ・地域講師の紹介・調整 ・学校との活動日程調整 <input type="checkbox"/> 学校行事・地域協力 <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事への地域協力調整 ・地域住民への参加周知 ・ボランティア募集に関する連絡 <input type="checkbox"/> 情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・推進員同士の情報共有 ・地域との情報交換 |
| 企画 | <input type="checkbox"/> 活動内容の企画・検討 |
| 実施・運営 | <input type="checkbox"/> 活動当日の運営補助 <input type="checkbox"/> 授業支援活動の実施 ※「推進員」として参加する必要があります。 活動内容も一緒に御記載ください。 |
| 資料作成 | <input type="checkbox"/> ボランティア募集に関するチラシ作成 |

記入例

第2号様式(相模原市地域学校協働活動推進員設置要綱 第6条関係)

令和〇年 10月 3日

地域学校協働活動推進員 活動報告書(令和〇年9月分)

(宛先) 相模原市教育委員会

推進員氏名 ○○ ○○

活動実績について次のとおり報告します。

1 活動の内容等

| 活動日 | 活動時間 (24時間表記) | 時間数 | 活動内容 | 活動への参画者(イベント参加者は除く) | | | | 活動種別 |
|------|------------------|------|--|---------------------|-------|-----|-----|------|
| | | | | 地域住民 | 児童・生徒 | 教職員 | その他 | |
| 9/2 | 10:00~12:00 | 2 | 地域住民へボランティア参加の呼びかけ・説明 | 8人 | 0人 | 0人 | 0人 | ⑤ |
| 9/5 | 13:00~13:30 | 0.5 | 職場体験に係る学校打合せ | 3人 | 0人 | 2人 | 0人 | ① |
| 9/10 | 14:00~15:15 | 1.25 | 登下校の見守り(活動の合間に、新たな協力者への参加呼びかけ) | 6人 | 0人 | 0人 | 0人 | ③ |
| 9/25 | 16:00~17:00 | 1 | 自治会の会議に参加(地域学校協働活動事業の説明・学校のビジョンを地域住民に説明した) | 6人 | 0人 | 0人 | 0人 | ⑥ |
| | : ~ : | | | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | : ~ : | | | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| | : ~ : | | | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| 合計 | 4.75 時間※ | | | 23人 | 0人 | 2人 | 0人 | — |

支払の対象は4時間

※月の活動時間の合計における1時間未満の端数は切り捨てることとする。

【活動種別の内訳】

- ① 地域や学校の実情に応じた地域と学校の協働活動の企画・立案
- ② 学校運営協議会、地域住民、民間企業、団体、機関等の関係者との連絡調整
- ③ 地域ボランティアの募集、確保及び配置調整
- ④ 地域学校協働本部の運営に関する活動
- ⑤ 地域住民への情報提供、助言、活動の促進等
- ⑥ その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動(活動の詳細を上記「活動内容」に御記入ください)

原則①~⑤を選択してください。

2 その他(特に報告する事項)

※学校処理欄 (学校名) ○○○小学校 (校長氏名) ○○ ○○

(地域連携担当) ○○ ○○ (確認日) 10/5

用語集

| 用語 | 説明 |
|--------------------------|--|
| 地域学校協働活動 | 地域の方々、保護者、NPO、民間企業、団体等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。 |
| 地域学校協働活動推進員 | 学校長から推薦があり、教育委員会から委嘱された方。地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域住民に対する助言その他の援助を行う。 |
| 地域学校協働本部 | 従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。 |
| 学校運営協議会 (コミュニティ・スクール) | 地域・保護者が学校と目標を共有し、学校運営に参画する仕組み。学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールという。 |
| 学校運営協議会委員 | 法律に基づき教育委員会から任命された委員のこと。保護者代表、地域住民などから選任される。 |
| 公民館 | 地域住民が学習・文化・スポーツ・青少年活動などを通して、話し合い、考え合いながら心の触れ合いを深め、交流を図る中で人々の暮らしや地域を豊かにしていくことを目的に、地域の学びの拠点とした社会教育施設。市内に32館設置。 |
| 総合学習センター | 生涯学習社会の実現を図るため、市民の生涯学習活動を支援すると共に、学校教育及び社会教育の向上に必要な調査、研究及び研修を総合的に行う施設。 |

地域学校協働活動推進員 活動ハンドブック

～学校を中心とした地域づくり～

編集・発行 相模原市教育委員会生涯学習課

令和8年4月 初版